

平成30年9月25日

# 委員会の活性化と専決処分について

～交野市議会決定事項集～

## 題目：①資料請求について

目的：より適正な議会運営、より深い議案審議

### ◆決定事項

- 委員会審議で必要とする資料を請求する場合は、委員会で諮って決定する。  
※議員個人には調査権が認められていないため、委員会として資料請求を行う。
- 請求する資料を決定するにあたっての基準等は、次頁のとおりとする。次頁に決定事項のないものについては、委員会の判断によるものとする。
- 会期当初に上程される議案にかかる資料請求については、議案の取り扱いを審議する議会運営委員会で、委員会の日程を決定する。
- 追加議案が上程された場合については、それに応じて適時、委員会を開催する。
- 委員は、資料を請求する場合、資料請求を決定する委員会の前日正午までに、資料請求書に議案名又は調査事項、請求内容、目的等必要事項を記載して、委員長に提出する。

## ①資料請求について

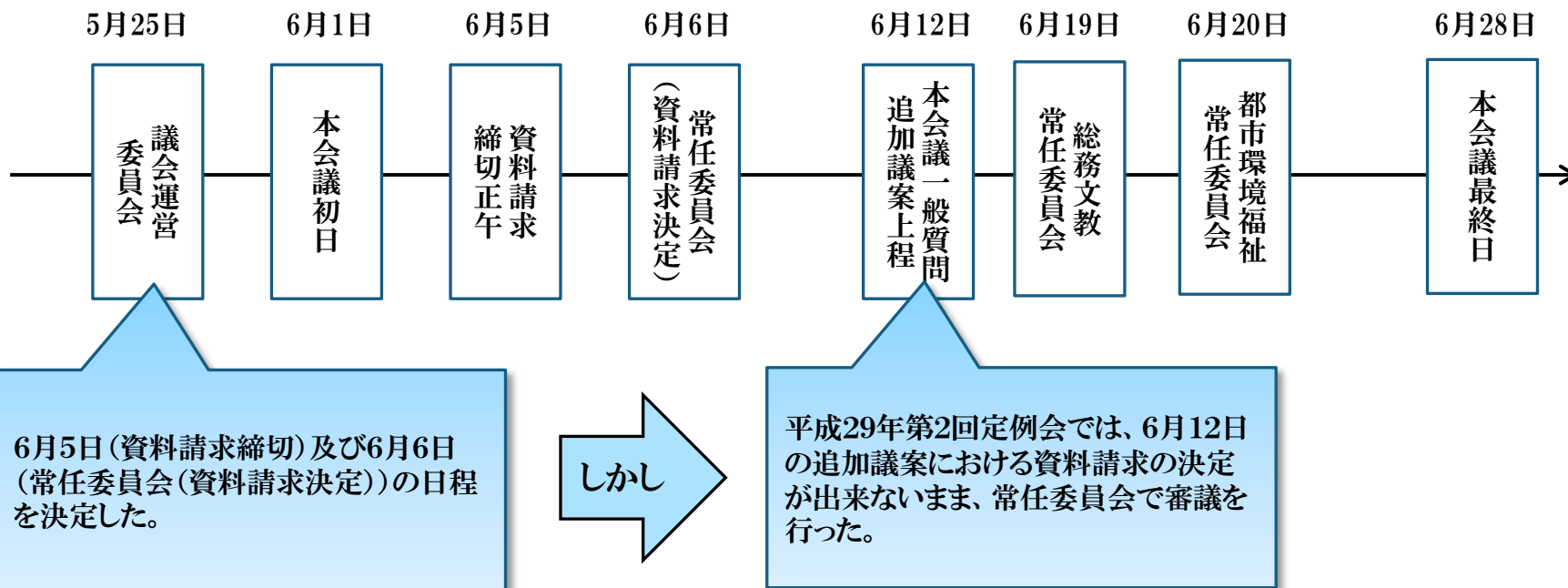
### ◆資料請求基準決定事項(市内視察を含む)

請求する資料を決定するにあたっての基準等は、下記のとおりとする。下記の決定事項にないものについては、委員会の判断によるものとする。

資料請求要件等	決定事項
①既にホームページや事務事業概要等で公開されているものの資料請求	請求された資料が既に公開されていることを委員会で確認できた場合、資料請求は取り消すものとする。既に公開されている資料を配布したい場合には、本会議の資料配布と同様に、委員自ら必要部数を用意する。 ⇒申し合わせ事項に明記する。
②他市(府下の状況)調査の必要な資料請求 総務文教常任委員会は、府下のまま認められた 都市環境福祉常任委員会は、北河内7市に変更	他市の状況についての資料請求は、理事者が既にデータ等を所有しているもの以外で、調査を実施しないと作成できないものは、北河内7市を原則とする。 ⇒申し合わせ事項に明記する。
③過去数年のデータの資料請求	必要な目的を明確に記載する。⇒様式を変更する。
④年度等のあいまいな資料請求 (例:5年間、直近など)	資料請求時に年度が記載できるよう様式を変更する。
⑤決算年度と異なる年度の資料請求	必要な目的を明確に記載する。⇒様式を変更する。
⑥決算の資料請求提出後、調整時間が少ない	提出期限と委員会開催を中1日あける。(議会運営委員会で決定する。)
⑦常任委員会毎に採決方法が異なる。1件ごとの採決の方が分かりやすいが、時間がかかる。	採決の前に請求内容を事務局が確認(修正箇所等)の上、一括で採決する。
⑧一般会計決算の視察を台風の影響で中止しスケジュールを前倒した。	災害等緊急時の常任委員会市内視察の実施の有無の判断は、委員長に一任する。

## ①資料請求について

### 平成29年第2回定例会(6月議会)における実施例



# ①資料請求について

## 資料請求書の様式

三

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_委員会  
委員長 \_\_\_\_\_様

委員 \_\_\_\_\_

資料請求書

次のとおり資料請求を申し出ます。

議案名（調査事項）		請求理由
請求内容		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
事務局での資料請求書の受付時間		平成 年 月 日 時 分

※ 審査（審議）に対して、当該年度のみ資料を請求する場合は、「〇〇年度」と、異なる年度や過去数年に遡る資料を請求する場合は、「〇〇年度」、「〇〇年度から〇〇年度」とそれぞれ記載し、委員会で諮るにあたっての（請求）理由を具体的に記載してください。

※ 視察希望の場合は、請求内容に「具体的な場所」を記載し、委員会で諮るにあたっての（請求）理由を具体的に記載してください。

※ 請求理由は、「審査に必要」などの抽象的な記載はやめてください。

## 題目：②行政計画(パブコメ実施)の所管事務調査について

目的：監視機能の強化(行政計画の策定及び改正において、議会として意見等を附することが可能となる。)

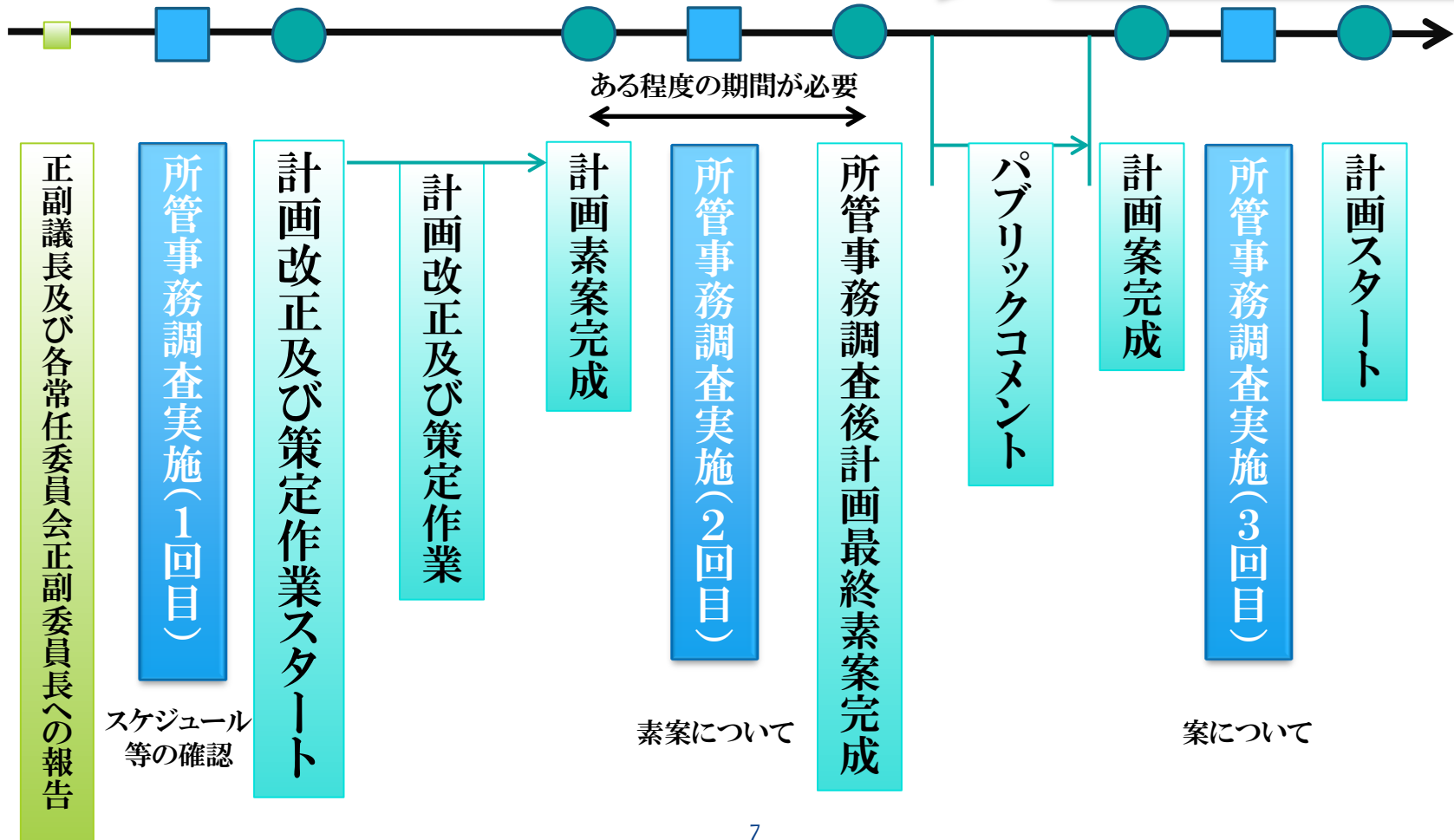
### ◆決定事項

- ・全ての行政計画(パブコメを実施するもの)の所管事務調査を実施する。
- ・この所管事務調査の決定は、原則3月議会で行う。
- ・毎年、委員の任期満了日までに全員協議会を開催し、それぞれの委員長から中間報告を行うものとする。
- ・本会議においては、調査終了後の委員長報告のほか、9月議会の役選前に中間報告を行う。ただし、議員の任期の最終年(4年目)については、全員協議会での中間報告を以てこれに代えるものとする。
- ・所管事務調査は1つの計画に対して基本的に3回実施する。その時期はそれぞれ、①計画等の策定・改正作業に入る前後の早い時期、②パブリックコメント実施前、③パブリックコメント実施後(市長決裁前の案の段階)とする。
- ・1回目実施前の正副議長及び各常任委員会正副委員長に対する計画に関する説明は同時に行う。
- ・2回目及び3回目の事前説明は、全て各常任委員会正副委員長に対して行い、日程等含め全て委員会で決定する。

## ②行政計画(パブコメ実施)の所管事務調査について

### スケジュールイメージ

役選前のタイミング(9月議会冒頭)で調査未了の場合、中間報告を行う。



題目：③常任委員会の別日開催について

目的：情報の共有（委員以外の議員の傍聴を可能にする。）

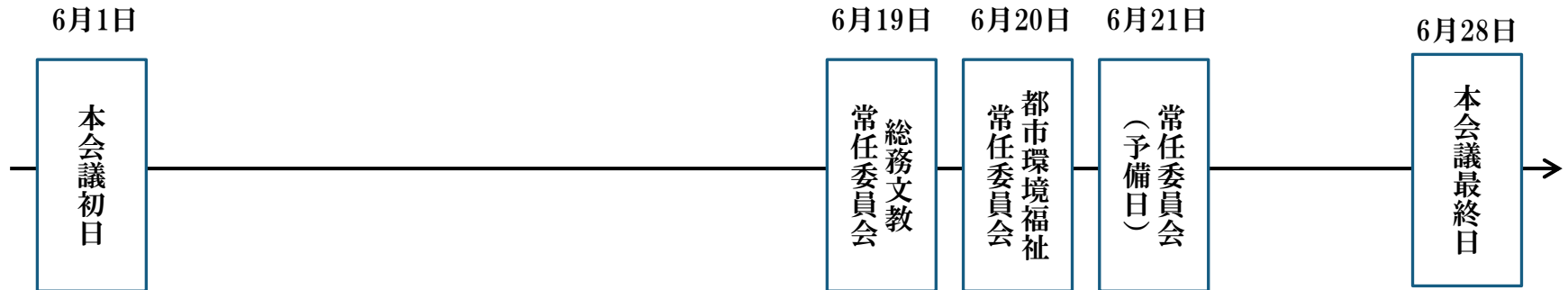
### ◆決定事項

- ・常任委員会を別日（時間）で開催し、委員以外の議員の傍聴を可能とする。
- ・委員以外の議員の傍聴席は常設とする。
- ・委員以外の議員は、可能な限り傍聴し、情報の共有に努めるものとする。



### ③ 常任委員会の別日開催について

## 平成29年第2回定例会(6月議会)における実施例



## 題目：④委員長報告の簡略化について

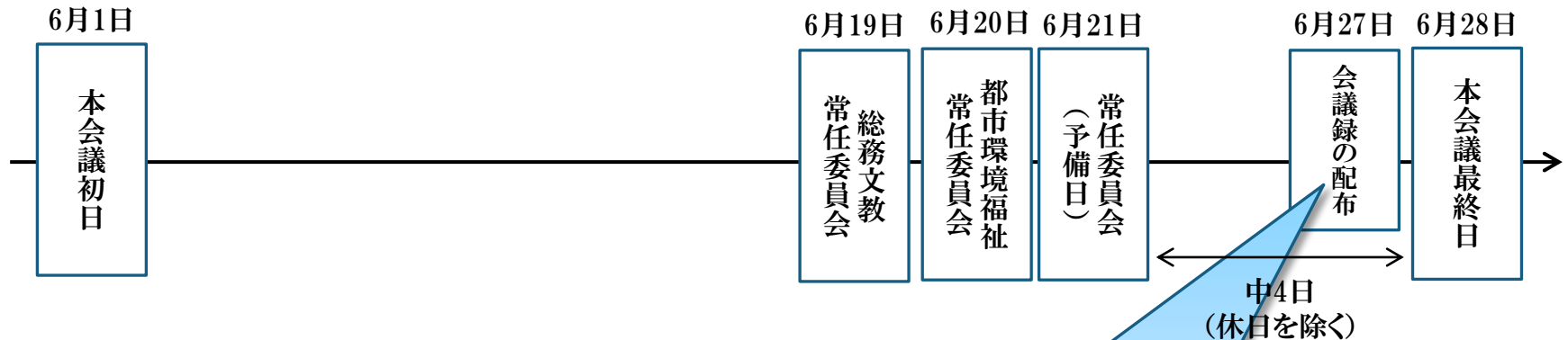
目的：発言の簡明化、公平性の確保、事務局事務量の削減

### ◆決定事項

- 質疑及び答弁に関する報告については口頭では行わず、会議録の配布を以てこれに代える。  
※会議録は、作成スケジュールによっては、校正前原稿で対応する。
- 委員長報告(会議録含む)作成のために、当該委員会と委員長報告を行う本会議との間に中4日(休日を除く)設ける。
- 会議録については、委員長報告を行う本会議の前日までに、議員及び理事者に対して配布、市民に対して議会ホームページ上に掲載する。また、本会議当日は、傍聴者に対し6部貸し出しする。

## ④委員長報告の簡略化について

### 平成29年第2回定例会(6月議会)における実施例



会議録の配布は、委員長報告を行う本会議の前日までに行う。  
平成29年第3回定例会で予定している所管事務調査の中間報告については、本会議初日に行うため、その前日に、配布する必要がある。



題目：⑤所管事務調査(重点テーマ選定)について

目的：事業の評価、政策の提案や提言、閉会中所管事務の明確化(適正化)

## ◆決定事項

- ・重点テーマを決め(原則9月議会)、そのテーマに従い1年間かけて調査を行う。
- ・テーマは、調査・研究に必要な行動が直ちにとれるよう具体的なテーマを選定する。
- ・テーマ決定後には年間スケジュールを設定し、そのスケジュールに従い調査を行う。
- ・設置したテーマについては必ずしも委員会で一致した結論を求めるものでなく、課題解決の方向性や手法等について様々な意見をそのまま提言・まとめとすることも可とする。
- ・毎年、委員の任期満了日までに全員協議会を開催し、それぞれの委員長から最終報告を行うものとする。
- ・本会議においては、9月議会の役選前に委員長報告を行う。ただし、議員の任期の最終年(4年目)については、全員協議会での最終報告を以てこれに代えるものとする。

# ⑤所管事務調査(重点テーマ選定)について

# スケジュールイメージ

平成29年	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆固定スケジュール	・第3回定例会 ・役員（委員会新体制）			・第4回定例会 ・議員派遣決定			・第1回定例会 ・市政方針報告 ・議員派遣決定
◆行政計画	・閉会中所管事務調査決定	・閉会中所管事務調査（委員会）		・閉会中所管事務調査決定	・閉会中所管事務調査（委員会）		・閉会中所管事務調査決定
◆予算・決算		・決算集中審議					・予算集中審議
◆工程スケジュール							
◆重点テーマ（例）	・テーマの設定 ※第3回定例会最終日に議決を要する。	・年間計画の作成 ※大まかな計画を決定する。	・交野市の現状把握及び問題把握（担当課にヒアリング） ・視察先の選定及び調整（研究含む）	・視察先の決定 ※綿密な事前準備が必須となる。 ※議員派遣を要するため、決定の必要があり。	・先進自治体へ質問事項の提出	・先進自治体への視察 ・視察のまとめ ・交野市と先進自治体との比較 ・関係団体の選定及び調整	・関係団体の決定 ※綿密な事前準備が必須となる。 ※議員派遣を要するため、決定の必要があり。

平成30年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
◆固定スケジュール	・庁内人事異動 ・政務活動費の提出		・第2回定例会 ・議員派遣決定			・市長選挙	・第3回定例会 ・役員（委員会終了） ・議員派遣決定	
◆行政計画	・閉会中所管事務調査（委員会）		・閉会中所管事務調査決定	・閉会中所管事務調査（委員会）			・閉会中所管事務調査決定	
◆予算・決算				・決算審査				
◆工程スケジュール								
◆重点テーマ（例）	・関係団体へ質問事項の提出	・関係団体との意見交換会及び問題の整理						
							◎委員長報告	

## 題目：⑥予算決算の審議を常任委員会で実施

目的：より適切な議会運営、より深い審議(当初予算、補正予算、決算を同一の委員会で審議可能)

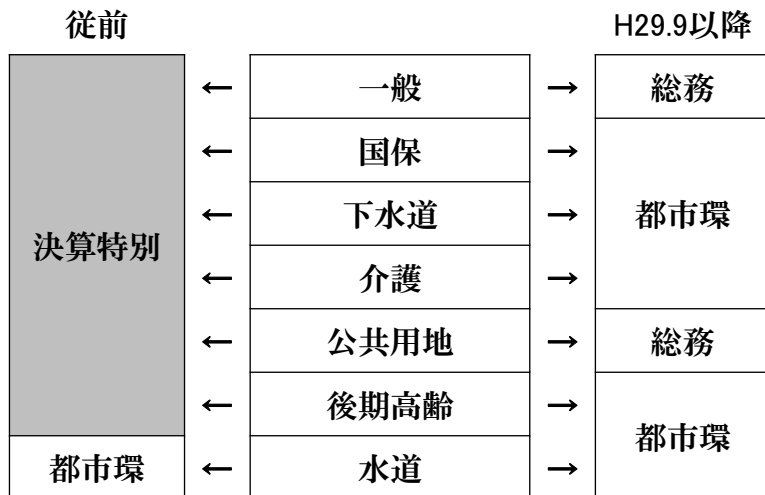
### ◆決定事項

- ・特別委員会で実施していた審議を、既存の常任委員会で実施する。
- ・予算、補正、決算にかかる議案については、一貫して所管する委員会で審議を行うものとする。
- ・議選監査委員については、議会において所属する委員会委員としての立場で、当該委員会に出席するものとする。
- ・平成29年6月法律が改正され、議選監査委員については、平成30年4月1日から選挙制になったため、問題点と合わせて議選監査委員をどうするのか、また、代表監査委員を説明員として本会議等への出席を求めるのか議論した結果、平成32年4月から施行の監査基準(国から指針が示される)を策定する時期に合わせて再度協議することで決定。  
(平成30年1月22日議会改革委員会で決定)

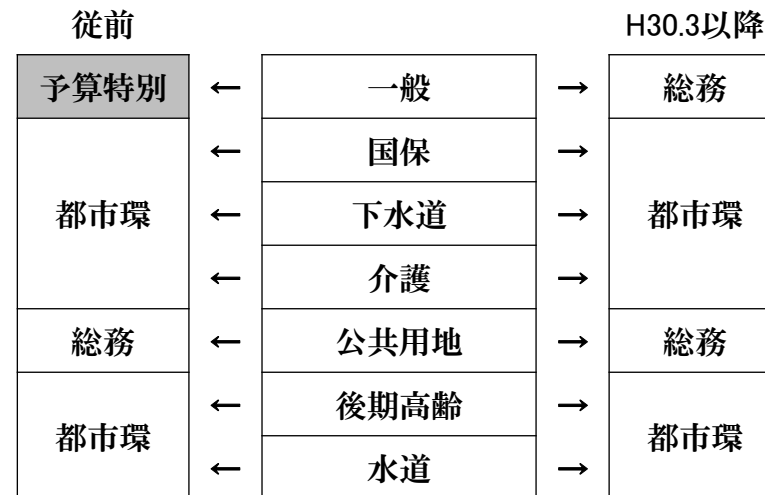
## ⑥ 予算決算の審議を常任委員会で実施

### 予算決算議案の付託委員会のイメージ

<決算>



<予算>





題目：⑦委員会の先進市視察について

目的：先進事例を参考に政策の提案や提言

題目：⑧各団体との意見交換会について

目的：意見聴取からの提案や提言

### ◆決定事項

- ・委員会の先進市視察及び各団体との意見交換会については、所管事務調査(重点テーマ)にて実施する。

## ◆取り組みに至った背景とその経過

本議会改革委員会において、通年議会の導入及び議決事項の拡大について検討を行ってきたが、通年議会を導入するメリットとして、委員会がいつでも開催できるようになること、市長の専決処分がほぼなくなること等が、また、議決事項の拡大のメリットについては、議会のチェック機能が果たされる等が挙げられる。

しかし、通年議会の導入を検討し、議論を重ねる中で、「通年議会を導入しなくても委員会を活性化できないか。」、「本当に専決処分が問題となっているのか。」、また、議決事項の拡大について議論を重ねる中で、「行政計画を議決事項として拡大しなくても現状の委員会等で議論はできないか。」との意見に基づき、テスト運用期間を設けて、①から⑧の取り組みを行った。

(注釈)

- ①資料請求について
- ②行政計画(パブコメ実施)の所管事務調査について
- ③常任委員会の別日開催について
- ④委員長報告の簡略化について
- ⑤所管事務調査(重点テーマ選定)について
- ⑥予算決算の審議を常任委員会で開催
- ⑦委員会の先進市視察について
- ⑧各団体との意見交換会について

## ◆通年議会の導入及び議決権の拡大について

テスト運用期間を経て、通年議会の導入及び議決事項の拡大について、次の事項に基づき実施しないことが決定した。

- ①から⑧を実施することにより、通年議会を導入しなくても委員会を活性化することが可能になる。
- ②を実施することにより、議決事項の拡大をしなくても、監視機能の強化が図れる。
- 長の専決処分については、現在のところ問題となっていない。

(注釈)

- ①資料請求について ②行政計画(パブコメ実施)の所管事務調査について ③常任委員会の別日開催について  
④委員長報告の簡略化について ⑤所管事務調査(重点テーマ選定)について  
⑥予算決算の審議を常任委員会で実施 ⑦委員会の先進市視察について ⑧各団体との意見交換会について